

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社メドレー		コード	4480
提出日	2025/3/3	異動（予定）日	2025/3/25	
独立役員届出書の提出理由	2025年3月25日開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	瓜生 英敬	社外取締役	○													○	新任	有
2	木村 新司	社外取締役	○													○	新任	有
3	板庭 理奈	社外取締役	○													○		有
4	松本 泰樹	社外取締役	○													○	新任	有
5	蒲地 正英	社外監査役	○													○		有
6	永田 亮子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	瓜生氏は、上場企業の役員及び投資銀行での業務を通じたファイナンス、M&A、グローバル展開等に関する豊富な経験と見識を活かして、当社グループの企業経営及びグローバル展開についての助言を期待できると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出をいたします。
2	該当事項はありません。	木村氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出をいたします。
3	該当事項はありません。	板庭氏は、国内企業及びグローバル企業における人事領域の経験と見識を活かして、2023年より社外取締役として当社の意思決定に携わり、特に当社グループのグローバル組織体制の構築及びHR体制の強化についての助言を行っております。また、当社の役員報酬及び選任に係る任意の指名報酬諮問委員会の委員及びファシリテーターも務めており、今後も、当社グループ経営体制の更なる強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4	該当事項はありません。	松本氏は、上場企業の創業者として企業経営及び新たなビジネスモデルを創出してきた豊富な経験と見識、及び設立時からグローバル展開を目指した企業設計を行うスタートアップ企業のCEOであることによる知見を活かして、当社のグローバル組織化を前提とした組織開発や事業開発への助言を期待できると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出をいたします。
5	該当事項はありません。	蒲地氏は、2017年の当社社外監査役就任以来、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの監査と助言・提言を行っております。今後も、同氏が持つ公認会計士及び税理士としての専門的知識及び豊富な経験等により、経営監視能力を十分に発揮していただけると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6	該当事項はありません。	永田氏は、2023年の当社社外監査役就任以来、上場企業における豊富な監査経験を活かし、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの監査と助言・提言を行っております。今後も同氏が持つ企業経営及び監査に関する豊富な知見と高い見識を活かして当社の経営を監査することにより、当社の監査機能を強化できると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 補足説明

独立性判断基準は、コーポレートガバナンス報告書において開示しております。 https://www.medley.jp/r/governance/

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。